【26釈　文】西牧関所湯治男女通行手形

（天明八年：一七八八）

御関所通手形之事

伊兵衛親類
　き　ち
同
　ふ　ゆ
同
　も　よ
同
　ち　よ
同
　儀兵衛
同
　半　七
〆
男弐人
女四人

右親類者病身ニ付、信州別所へ入湯仕候間、御関所無二相違一御通被レ遊可レ被レ下候、若万一之儀御座候ハヽ、私共何方迄も罷出、申分ケ可レ仕候、為二後日一通手形、仍如レ件

天明八年申三月五日

下仁田村
伊　兵　衛㊞
名主
九郎右衛門㊞

西牧
御関所
御番衆中

【26読み下し文】

御関所通り手形の事

伊兵衛親類
　き　ち
同
　ふ　ゆ
同
　も　よ
同
　ち　よ
同
　儀兵衛
同
　半　七
〆（しめ）
男弐人
女四人

右親類者病身に付、信州別所へ入湯仕（つかまつ）り候間、御関所相違（そうい）無く御通し遊ばされ下さるべく候、若（もし）万一の儀御座候はば、私共何方（いずかた）迄も罷（まか）り出、申し分け仕るべく候、後日の為通り手形、仍（よって）件（くだん）の如し

天明八年申三月五日

下仁田村
伊　兵　衛㊞
名主
九郎右衛門㊞

西牧
御関所
御番衆中